

市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱

(設置)

第1条 市川市が発注する建設工事、製造の請負、工事に関連する業務委託及び建築物の建築を伴う賃貸借その他市が必要と認める公共調達（以下「建設工事等」という。）に係る入札・契約の透明性及び公正性に資するため、市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査の対象)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 1件当たりの設計金額が5千万円を超える建設工事等の一般競争入札に係る資格要件等に関すること。
 - (2) 前号に掲げる建設工事等の指名競争入札に係る指名業者の選定に関すること。
 - (3) 第1号に掲げる建設工事等の随意契約に係る随意契約予定業者の選定に関すること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項についても審議するものとする。
- (1) 入札参加業者適格者名簿に登録された者の競争参加資格停止及び競争参加資格除外に関すること。
 - (2) 前項各号及び前号に定めるもののほか、会長が審査を必要と認めた事項。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる審査員をもって組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 総務部長
 - (3) 企画部長
 - (4) 財政部長
 - (5) 管財部長
 - (6) 街づくり部長
 - (7) 道路交通部長
 - (8) 下水道部長
 - (9) 生涯学習部長
- 2 審査会に会長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、審査員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が不在のときは会長から事前に指名を受けた審査員が、審査員（副市長を除く。）が不在のときは当該審査員が指定した職員が、その職務を代理する。

4 会議の議事は、出席した審査員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、軽易な案件の審査のとき又は会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決定に代えて、会長までの決裁により決定することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、当該審査案件に関係のある所属長等を出席させ、説明を求めることができる。

(資格要件の設定等)

第5条 第2条第1項及び第2項に定める事項の審査は、市川市建設工事等資格要件等設定要領その他契約関係基準等に基づき行うものとする。

(事務局)

第6条 審査会の事務は、管財部契約課において処理する。

(報告)

第7条 会長は、審査の結果を遅滞なく市長に報告し、承認を受けるものとする。

(守秘義務)

第8条 審査会に出席した関係職員は、会議内容について秘密を保持しなければならない。

(補則)

第9条 前各条に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

